

女性の活躍推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 持続可能で活力ある富山県の実現に向けて、民間企業を中心とした経済分野における女性活躍を推進するため、女性の活躍推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議検討するものとする。

- (1) 仕事と家庭の両立支援の推進に関すること
- (2) 女性のキャリアアップ、チャレンジ支援に関すること
- (3) 男女がともに働きやすい職場環境づくりの推進に関すること
- (4) その他女性の活躍推進に向けた取組みに関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員会に属する委員は、委員会の協議又は検討すべき事項に関し見識のある者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(役員)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から知事が指名する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 委員長は、会議を進行する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、知事が招集する。

2 委員会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、知事が委員会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

(1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合

(2) 公開することにより、委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 知事が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、富山県知事政策局働き方改革・女性活躍推進室に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 31 日から施行する。